

独立行政法人メディア教育開発センター法案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、独立行政法人メディア教育開発センターの名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とすること。（第一条関係）

二 名称

この法律及び独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人メディア教育開発センターとすること。（第二条関係）

三 センターの目的

独立行政法人メディア教育開発センター（以下「センター」という。）は、大学等（大学及び高等専門学校をいう。以下同じ。）における多様なメディア（放送、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）を高度に利用して行う教育の内

容、方法等の研究及び開発並びにその成果の普及等を行うことにより、大学等における教育の発展に資することを目的とすること。（第三条関係）

四 事務所

センターは、主たる事務所を千葉県に置くこと。（第四条関係）

五 資本金

センターの資本金は、第六の四一により政府から出資があつたものとされた金額とするとともに、政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに追加して出資することができるとし、センターは、その出資額により資本金を増加するものとする。（第五条関係）

第二 役員及び職員

一 役員

センターに、役員として、その長である理事長及び監事二人を置くとともに、役員として、理事二人以内を置くことができるものとする。（第六条関係）

二 理事の職務及び権限等（第七条関係）

1 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理するものとする。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とすること。ただし、理事が置かれていないときは、監事とすること。

三 役員任期

理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とすること。（第八条関係）

四 理事長の任命

文部科学大臣は、通則法第二十条第一項の規定により理事長を任命しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、大学等の教育に関し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴くものとする。（第九条関係）

五 役員欠格条項の特例（第十条関係）

1 通則法第二十二條の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事

となることができるものとする。

2 センターの役員及び職員は、通則法第二十三条第一項の規定の適用については、所要の読替えを行うこと。

六 役員及び職員の秘密保持義務

センターの役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないものとし、その職を退いた後も、同様とすること。（第十一条関係）

七 役員及び職員の地位

センターの役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとする。（第十二条関係）

第三 業務等

一 業務の範囲

センターは、第一の三の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。（第十二条関係）

1 大学等における多様なメディアを高度に利用して行う教育の内容、方法等の研究及び開発を行うこと

と。

2 1の成果を普及し、及びその活用を促進すること。

3 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。

4 1から3までの業務に附帯する業務を行うこと。

二 放送大学学園の設置する大学その他のメディアによる教育を行う大学等との連携協力

センターは、一の1及び2の業務を円滑に遂行するため、放送大学学園の設置する大学その他のメディアによる教育を行う大学等との緊密な連携協力に努めなければならないものとする。 (第十四条

関係)

三 積立金の処分

センターの積立金の処分について所要の規定を設けること。 (第十五条関係)

第四 雑則

一 主務大臣等

センターに係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学

省及び文部科学省令とすること。（第十六条関係）

二 国家公務員宿舍法の適用除外

国家公務員宿舍法の規定は、センターの役員及び職員には適用しないこと。（第十七条関係）

第五 罰則

所要の罰則規定を設けること。（第十八条及び第十九条関係）

第六 附則

一 施行期日

この法律は、平成十五年十月一日から施行するものとする。（附則第一条関係）

二 センターの成立

センターは、通則法第十七条の規定にかかわらず、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下第六において「整備法」という。）第二条の規定の施行の時に成立するものとする

こと。（附則第二条関係）

三 職員の引継ぎ等

センターの成立の際現に整備法第二条の規定による廃止前の国立学校設置法第九条の二第一項に規定する大学共同利用機関のうち政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、センターの成立の日において、センターの職員となるものとし、職員の引継ぎ等について所要の経過措置を設けること。（附則第三条から第七条関係）

四 権利義務の承継等

- 1 センターの成立の際、センターの業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、政令で定めるところにより、センターが承継するとともに、その承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府からセンターに対し出資されたものとする。こと。（附則第八条関係）
- 2 その他権利及び義務の承継等について所要の規定を設けること。

- 五 その他所要の経過措置を設けること。